

旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本書は、旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討支援業務（以下「本業務」という。）公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により本業務を委託する高度な技術力、経験、実績を有する優れた事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務名

旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討支援業務

3 業務内容

別紙「旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 業務履行場所

鳥取県鳥取市幸町7-1番地ほか

5 業務履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 提案限度額

金7,180,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的に実施することができる法人で、本件公募型プロポーザルの公告の日から10の（1）の企画提案書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、次のすべての要件を満たしている者とする。

- （1）法人格を有している者であること。
- （2）本件公募型プロポーザルに参加しようとする者又はその協力会社のいずれかが鳥取市内に本店を有する者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている者でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

9 スケジュール及び参加手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 実施要領等の公表	令和2年4月2日（木）～4月16日（木）
② 参加意向表明書の受付	令和2年4月2日（木）～4月16日（木）
③ 実施要領等に関する質問受付	令和2年4月2日（木）～4月16日（木）
④ 参加申込及び提案書等の受付	令和2年4月17日（金）～4月30日（木）
⑤ 選考委員会	令和2年5月13日（水）
⑥ 選考結果の通知・公表	令和2年5月中旬予定

(2) 実施要領等のダウンロード

実施要領等は、鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

鳥取市公式ウェブサイト URL :

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1585636040344/index.html>

(3) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和2年4月2日（木）から同月16日（木）までの日の午前9時から午後5時まで。ただし、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除きます。

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書（様式第1号）を15の事業担当課宛に、電子メールにファイル（ファイル形式は Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※ メール送信の際は、件名に「プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記

載したうえで送信してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、鳥取市の公式ウェブサイトにて公開します。

(4) 参加意向表明書の受付

① 受付期間

令和2年4月2日（木）から同月16日（木）までの日の午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

「15 担当窓口」宛に、参加意向表明書（様式第2号）を電子メールに添付し提出してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の件名は、「プロポーザル参加意向（事業者名）」と記載してください。

(5) 参加申込及び提案書等の提出

① 受付期間

令和2年4月17日（金）から同月30日（木）までの日の午前9時から午後5時まで。ただし、休日を除きます。

② 提出方法

「15 担当窓口」に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は書留郵便に限るものとし、受付期間までの必着とします。

③ 提出書類等

	提出書類等	注意事項
①	参加届出書兼誓約書	様式第3号<1部>
②	提案書	自由様式<10部（正本1部、副本9部）> ・仕様書記載の業務を参考に、文字サイズ11ポイントを基本とし、A4サイズ（A3サイズを使用する場合は、方袖折りとすること。）縦型横書き（縦長綴じ）、両面カラー印刷とすること。また、提案書は10ページ以内とし、ページ番号を付してください。 ・副本は、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。
③	業務工程表	自由様式<10部（正本1部、副本9部）> ・仕様書記載の業務ごとのスケジュールを記載してください。 ・副本は、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。

④	法人登記履歴事項全部証明書	※提出日において発行日から6ヶ月以内のもの<1部(写し可)>
⑤	地元協力会社調書 (地元協力会社を有する場合)	様式第4号<1部>
⑥	地元協力会社となることの承諾書 (地元協力会社を有する場合)	様式第5号<1部>
⑦	地元協力会社の概要 (地元協力会社を有する場合)	様式第6号<1部>
⑧	実施体制調書	様式第7号<1部>
⑨	配置予定者調書	様式第8号<1部>
⑩	経費見積書	(自由様式) ・仕様書記載の業務ごとに、金額の内訳を記載してください。 <10部(正本1部、副本9部)> ・副本は、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載しないでください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 実施要領に違反すると認められる場合
- オ 10の(1)の選考委員会構成委員に対して、直接、間接問わずに故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- キ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとしします。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く。）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ 提案者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、鳥取市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、選考委員会開催日前日の正午までに、辞退届（様式第9号）を15の事業担当課に提出してください。

オ 提案者が地元協力会社を有して申し込む場合は、企画提案書等において提案者及び地元協力会社が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにしてください。

10 審査

(1) 審査方法

企画提案書の審査は、本市が別に定める構成員により組織された選考委員会が行います。審査に当たっては、別紙2「事業者選考基準」に基づき、提出書類及び提案者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、得点の総計が最も高い者を最優秀提案者として選定します。なお、得点の総計が同点の場合は、当日出席した選定委員による多数決で最優秀提案者を決定します。

(2) 事業者選考委員会

①開催日

令和2年5月13日（水）（予定）

②開催場所

鳥取市役所本庁舎

③企画提案の所要時間

ア プレゼンテーション 15分以内

イ 選定委員からの質疑 10分程度

④プレゼンテーション出席者数

3名以内

⑤注意事項

- ア 場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日、対象者に通知します。
- イ ヒアリングの順番については、参加申込書の受付順とします。
- ウ プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って説明するものとします。
- エ ヒアリングの際に新たな説明資料等を配布することはできません。
- オ 提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- カ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象になりません。

(3) 審査項目及び評価の視点

別紙2のとおり

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を決定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を鳥取市公式ウェブサイト上で公表します。なお、審査結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

公表内容

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ②提案者数

1 1 契約に関する留意事項

(1) 契約の締結

選定した最優秀提案者と本市が協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、企画提案内容がすべて実現するわけではなく、最優秀提案者と本市の協議により最終的に決定します。

なお、選定した最優秀提案者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。また、この実施要領に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

(2) 知的財産権の帰属

本業務の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として、委託元である本市に帰属するものとします。

1 2 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

事業者は、関係法令を遵守して本業務を適正に実施してください。

(2) 業務の一括再委託の禁止

事業者が行う本業務を一括して第三者に委託すること、又は請け負わせることは

できません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、本業務の一部を委託することができます。

(3) 個人情報保護

事業者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号）及び鳥取市個人情報保護条例施行規則（平成15年鳥取市規則第1号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(4) 守秘義務及び受託者の責任

事業者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはなりません。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とします。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合は、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理してください。

事業者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合については、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させてください。

(5) 立入検査等

本市は本業務の執行を適正に期するため必要があるときは、事業者に対して報告させ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合があります。本業務終了後も同様とし、これにより発生する事業者の経費は事業者の負担とします。

1.3 業務の継続が困難となった場合の措置について

契約期間中に、事業者による本業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

事業者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、本市は委託契約の解除を行います。この場合において本市に生じた損害は、事業者が賠償するものとし、

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本市及び事業者双方の責に帰すことができない事由により本業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより、本委託業務契約を解除できるものとし、

1.4 その他

本業務開始前までの期間に、事業者の候補者として決定された者又は事業者（以下「事業者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、事業者の候補者としての決定の取り消し、又は事業者との本業務契約の解除を行うものとし、

また、決定の取り消しとなった場合は、審査結果において総合評価が次に高い提案者を委託の候補者として選定することとします。

- ① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
- ② 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合
- ③ 実施要領において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ④ 事業者等が社会的に非難される事件を起こした場合
- ⑤ 事業者等が倒産し、又は解散した場合
- ⑥ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- ⑦ 正当な理由なくして契約の締結に応じない場合
- ⑧ その他事業者指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

15 問い合わせ先及び各種書類提出先

【事業担当課】

鳥取市企画推進部政策企画課 担当：平田

〒680-8571 鳥取市幸町71番地（鳥取市役所本庁舎3階）

電話：0857-30-8012 Fax：0857-20-3040

E-mail：kikaku@city.tottori.lg.jp

※事務取扱時間等：休日を除く午前9時～午後5時まで。